

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 消費者委員会担当理事 寺田 眞治
住所	150-0011 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル4階
電話番号	03-5468-5091
ファクシミリ番号	03-5468-1237
電子メールアドレス	info@mcf.or.jp
<p>この度は意見提出の機会をいただき大変ありがとうございます。 以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご検討いただきますようお願い申し上げます。</p>	
該当箇所	MCF 意見
全般	本人の利益のみならず社会全体の利益の増進のため、パーソナルデータの利活用を促進するための保護と利活用のバランスがとれた制度へと見直すことになったことは、大変意義のあることであり賛同するとともに、政府を始め関係者の努力について謝意を表するものである。
第2 基本的な考え方 II 制度改正内容の基本的な枠組み 2 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用	民間の自主規制ルールを活用を図る方針に関して賛成する。 グレーゾーンの解消や個人が特定される可能性を低減したデータへの加工方法等について、業界毎に自主規制ルールを策定することとなるが、これらの認定等が実現されない限り、成長戦略としてのパーソナルデータの利活用が促進されないため、民間の自主規制をバックアップする法規制及び第三者機関の早急な立ち上がり等を求める。
第3 制度設計 I 目的・基本理念	制度設計の中で詳述されてはいるが、マルチステークホルダープロセスによる民間の自主規制ルールの枠組みを創設し、自主規制の安定性と実効性が担保される法規制を包含した、国内のみならず国際的にも調和のとれた制度改正とすることを基本理念に謳っていただきたい。
第3 制度設計 I 目的・基本理念	これまでの各省庁での議論、「プライバシー・バイ・デザイン」等の海外の施策との調和を踏まえ、パーソナルデータの利活用と保護に関する基本原則を明確化することを求める。具体的には「透明性の確保」「必要最小限の取得」「適正な手段による取得」「適正な安全管理」「利用者関与の機会の確保」「苦情・相談への対応体制の確保」「ゼロサムで

	はなく「ポジティブサム」等を基本原則として明記することを求める。
第3 制度設計 Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用	本人が認知できないところで特定の個人を識別する場合の手続きや、利用目的の変更のさいの本人が十分に認知できる手続き、新たな利用目的による利活用を望まない場合の手続き等については、事業者には過度な負担がかからない現実的なものとなるよう、また利用者にとっても簡易なものとなるよう、十分に事業者と消費者の意見を聴取のうえ、マルチステークホルダーによる議論に基づいて決められることを要望する。
第3 制度設計 Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用 1 基本的な制度の枠組みに関する規律 (1) 保護対象の明確化及びその取扱い	既存の個人情報保護に関する制度は、広く普及している上円滑に運営されているため制度改正にあたっては、個人情報に関する現状の制度を前提としつつパーソナルデータに関する保護と利活用のバランスをとった新たな制度設計を求める。
第3 制度設計 Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用 1 基本的な制度の枠組みに関する規律 (3) 個人情報の取扱いに関する見直し	透明性の確保が最も重要な第一段階であると考えられるため、プライバシーポリシーの策定を義務付けることを求める。 プライバシーポリシーの要件定義等に関しては、民間の自主規制を前提としつつ第三者機関においてガイドライン等によって明確化することを求める。
第3 制度設計 Ⅲ 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用 1 基本的な制度の枠組みに関する規律 (3) 個人情報の取扱いに関する見直し	オプトアウト規定による場合の第三者機関への届出事項については企業の事業上の秘密に留意していただくよう要望。特に公表については、技術的な手法が競争優位の源泉となる企業秘密である可能性も考えられるため、特段の配慮が求められる。

③	
<p>第3 制度設計 IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保 1 第三者機関の体制整備</p>	<p>民間主導による自主規制ルール策定・遵守の枠組みについて、早期に第三者機関による具体的な認定方法等が明確にされることは、業界団体のルール策定、ガイドライン策定が遅滞なく進められるようにするために重要である。また第三者機関等には、民間主導による自主規制ルール等の認定や民間団体の認定・監督等に加えて、情報提供や実証実験等を実施するための支援を行うことを求める。</p>
<p>第3 制度設計 III 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用 3 民間主導による国境を越えたパーソナルデータ移転の枠組み</p>	<p>国際競争力の観点から、グローバル対応は喫緊の課題となっており、早期にこれに対応する第三者機関の創設と海外の関係機関との実効的な枠組みの創設を求める。</p>
<p>第3 制度設計 IV 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保 1 第三者機関の体制整備 (5) 罰則等</p>	<p>共同規制を実効的なものとするため、自主規制を遵守している事業者へのインセンティブと遵守しない事業者への法規制の適用等の早期の明確化を求める。</p> <p>法制度において意識の高い業界及び事業者の自主規制が促進されるセーフハーバー規定等のインセンティブと、実効性と安定性を担保する適度なエンフォースメントをもった仕組みが必要であり、官民が協力した共同規制のスキームを制度化することを求める。</p>
<p>VII 継続的な検討課題 3 プライバシー影響評価 (PIA)</p>	<p>PIAは、事業者がプライバシー保護を検討する上で本来必須のものであるため、先送りせず、具体的なPIAの方法については民間の団体等がガイドラインを策定するものとして、制度改正の中で言及することを要望する。</p> <p>前提となる制度として番号法における特定個人情報保護評価が上げられているが、非常に高いセキュリティが求められる番号制度とパーソナルデータに関する制度は前提条件に大きな差異があるため、パーソナルデータに関する制度においては、既に民間で普及している「リスク分析手法」を前提として検討することを求める。</p>